

平成18年9月27日

八千代ムセン電機株式会社
代表取締役 山崎 孝夫 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成18年1月31日付けで届出のあった大規模小売店舗について，大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により，下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケースデンキ京都南パワフル館
京都市伏見区中島樋之上町10-1

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに，大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成17年経済産業省告示 第85号）（以下「指針」という。）を勘案し，届出書類を総合的に検討したところ，当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し，市は意見を有しないものとします。

3 附帯意見

駐車場の設置（収容台数）については，指針に基づく台数を上回る台数を確保しており，法の趣旨からは適正であると言えます。しかし，店舗敷地の西側出入口と隔地駐車場東側入口は見通しが悪いことが懸念され，店舗敷地から隔地駐車場への車両移動等も起りうることから，交通整理員の配置など安全面に十分配慮することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況）

当該商業施設の建設予定地は、都市計画法上の準工業地域にあたる。

周辺の状況は、北側に府道伏見向日線を隔てて事務所等、東側に国道1号を隔てて飲食店や駐車場、西側に小売店舗及び住宅があり、南側は事業所が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、出席者はなかった。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討した。

（1）駐車場及び来店客の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、指針に基づく台数を上回る台数を確保しており、法の趣旨からは適正であると言える。しかし、店舗敷地の西側出入口と隔地駐車場東側入口は見通しが悪いことが懸念され、店舗敷地から隔地駐車場への車両移動等も起りうることから、交通整理員の配置など安全面に十分配慮することが望まれる。

また、誘導看板の設置及び、経路を記載したチラシの配布等の経路周知、状況に応じた交通誘導員等の配置等も表明されていることから、周辺の地域に与える影響は少ないと判断される。

（2）駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。また、運営計画においても適正な配慮がなされていると判断される。

（3）荷さばき施設について

荷さばき施設については、その施設配置、運営計画等について適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

（4）騒音について

計画地及びその周辺は、準工業地域、第一種住居地域であり、騒音についての等価騒音レベルの予測においては、基準値を下回っていた。

その他騒音対策についても検討した結果、周辺の生活環境保持のための配慮について、指針に示されている基準と比較したところ、適切であると判断される。

（5）廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測によれば、計画の廃棄物保管施設容量で対応可能であると考えられる。施設配置、運営計画、車両経路、リサイ

クル等についても適正な配慮がなされており，周辺への生活環境への影響は少ないと判断される。

(6) 防災，防犯対策への協力及び街並みづくり等への配慮等について

防災対策への協力については，地方公共団体などから要請があった場合，協力を
行う旨の意思表示がなされている。

また，営業時間終了後は，駐車場など敷地内はチェーンバリカー等で閉鎖し，営
業時間中においても夜遅い時間帯まで青少年がたむろするなどの場合は，注意を促
すほか，必要に応じて警察とも連携を図り，防犯及び非行防止に努める旨を表明し
ている。

そのほか，屋外照明等は店舗の灯りを減光あるいは点灯時間帯を調節するなどし
て，周辺に影響が生じないように配慮すると表明されている。

これらのことから，周辺の地域の生活等に与える影響は少ないと判断される。